

医薬品・医療機器等

安全性情報報告制度

医薬品・医療機器・再生医療等製品等による
副作用・感染症・不具合について報告してください



副作用
感染症
不具合

安心・安全

報告

分析

医療従事者

PMDA*

当該報告は
医薬関係者の義務
です。

(医薬品医療機器法 第68条の10第2項)

医薬部外品および
化粧品についても
報告対象です。

既知・因果関係が
不明な場合でも
ご報告ください。

報告用紙はインターネットで入手いただけます

<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

また、医療関係団体が発行する定期刊行物への綴り込みを行っています。



ファクスによる報告

FAX番号

0120-395-390



郵送による報告

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル



電子メールによる報告

メールアドレス

anzensei-hokoku@pmda.go.jp

報告は「PMDA安全第一部情報管理課」まで